

聖公会とローマ・カトリック教会

—— 対話のための史的考察 ——

八代 崇

1. はじめに
2. 英国の教会と教皇庁——宗教改革まで
3. アングリカニズムの成立——ヘンリー八世からエリザベス一世まで
4. 十七・八世紀における両教会の関係
5. オクスフォード運動から勅書「アポストリケー・クレー」まで
6. エキュメニカル運動と第二ヴァチカン公会議
7. むすび

1. はじめに

一つであるべきキリスト教会が、現実には幾百という教派教会に分裂しているという事実は、教会の証しを弱め、福音宣教の妨げとなっている。教会一致は、今日では多くのキリスト者の切ない願いである。しかし、教会史をふり返ってみたとき、このような願望が常に強く打ち出されて来たわけではないことを知る。¹むしろ、ローマ教会も非ローマ諸教会も、互いに非妥協的、非好意的態度を示して来たと言うべきであろう。幸い二十世紀に入ると、まず非ローマ諸教会の間で、教会分裂を罪と認め、教会一致を志向する動きが現われた。エキュメニカル運動である。²この運動に比較的冷淡な態度を示して来たローマ教会が、³積極的に非ローマ諸教会との対話を求めるようになったのは、歴史的な第二ヴァチカン公会議（1962—65）の召集者として記憶される教皇ヨハネス二十三世に負うところが大きい。非ローマ教会員を「分たれた兄弟たち」と呼んだこのヨハネス二十三世の危篤の報に接するや、宗教改革以来四百年間、ローマ教皇のために祈ることを忘れて来た非ローマ教会員が真剣に教皇のために祈ったのであった。教会史は新しい時代に入ったと言えよう。⁴

このようなローマ教会の態度の変化は、当然非ローマ諸教会にも大きな影響

を及ぼした。エキュメニカル運動の当初より指導的役割を果して來た聖公会⁵は、宗教改革以前、いな東西両教会分裂以前の普遍的教会との歴史的継続を主張して來たがために、変貌したローマ教会とどのような新しい関係に入るべきかということに、とりわけ強い関心をいたいでいる。両教会の間に望ましい関係が確立されることは、聖公会の Bridge Church⁶としての性格を考えたとき、当然ローマ教会と他の非ローマ教会との間の新しい関係にも影響を及ぼすに違いない。両教会間の望ましい関係樹立のための予備的基礎作業として、宗教改革から現在までの両教会の関係を史的に考察してみよう。対話が進行するにつれ、教義、礼拝様式、慣習、その他の面での両教会の見解の相違が順次神学的に検討されるであろうから、ここでは、つとめて客観的な歴史叙述に専念するつもりである。

2. 英国の教会と教皇庁——宗教改革まで

宗教改革以後の聖公会とローマ教会の関係を理解するためには、宗教改革までの英国の教会（Ecclesia Anglicana）とローマ教皇庁の関係を知る必要がある。

いつ、まだだれによって、キリスト教が英國にもたらされたかについては、はっきりしたことは判っていない。しかし、597年にオーガスチン（Augustine, d. 605）が教皇グレゴリウス七世（1073—85，在位）の命によってケントに到着する以前から、キリスト教会が英國に存在していたことは、まぎれもない事実である。⁸と同時に、オーガスチンの渡来以後、英國の教会がローマ教会を首（かしら）とする西方教会に編入されたことも、否定しえない事実である。⁹この事実は、ノルマンディー公ウィリアムによる英國征服（1066）以後、一層確かなものとなつた。¹⁰

しかしながら、ローマ教皇の首位権に服した宗教改革以前の英國の教会が、現在の英國におけるローマ・カトリック教会と、全ての面で等しい存在であったわけではない。少なくとも宗教改革以前のローマ教会は、むしろ「[・]西方カトリック教会」とでも呼ばれるべきものであつて、その組織も、トリエント公会議以後のローマ教会のそれとは違つて、かなり柔軟性に富んだものであつた。英國の教会と教皇庁の関係は、中世キリスト教圏（Corpus Christianum）の成

立と国民国家の台頭という歴史的背景に照らして考察されるべきであろう。

ゲルマン民族の侵攻によって崩壊しかかったグレコ・ローマ文明を救済し、蛮族を教化することによって中世の社会と文化を建設せしめたローマ教会の貢献については、多言を要しまい。¹¹ ローマ教会を抜きにしてはヨーロッパ中世は語りえないものである。十三世紀に絶頂期に達した *Corpus Christianum* は、ローマ教皇と神聖ローマ皇帝という聖俗両界の最高権威者を二つの核とした橢円形のような共同体であったと考えることが出来る。叙任権 (Investiture) や聖職者に対する課税をめぐって教皇と皇帝の間に激しい争いが繰りひろげられたことは周知の事実であるが、一枚岩的な中世社会を崩壊させることはなかった。教会と国家は、中世ヨーロッパ社会の二つの側面として平和共存していたと言えよう。このような社会構造に変化をもたらし、十六世紀の宗教改革を可能とした一つの大きな要因は、十三世紀以来の国民国家の台頭であった。

英国における国民国家の台頭は、すでにヘンリーエ二世（1154—89，在位）のときからその萌しを見せており¹²、はっきりとした形をとるのはエドワード一世（1272—1307，在位）の時からであると言える。エドワードは、フランス国王フィリップ四世（1285—1314，在位）とともに教皇ボニファチウス八世（1294—1303，在位）に抵抗し、英國からのローマへの送金を差し止めたりした。¹³ エドワードの孫エドワード三世（1327—77，在位）は、外はスコットランドを抑え、フランスとは王位継承権をめぐって百年戦争を始め（1338），内は議会の整備に努めるなど、国民国家の形成に大いに尽力した。ボニファチウス八世の死後教皇庁がフランスのアビニヨンに移され（1305），フランス国王の勢力下に置かれるようになると、エドワードは議会と協同して、教皇庁の英國教会への干渉に強く反対した。1351年の「後継聖職者に関する法令」（The First Statute of Provisors）¹⁴ と1353年の「教皇尊信罪に関する法令」（The First Statute of Praemunire）¹⁵ は、英国内における教皇権の制限を意図したものとして、宗教改革時にはヘンリー八世に好個の武器を与えたのである。¹⁶¹⁷

もっとも、両エドワードの教皇庁に対する抵抗を強調しそうることは、妥当ではない。国王と教皇の関係は、こと政治問題に限る限りパンティン（W. A. Pantin）の指摘しているように、¹⁸ 一種のなれあいの関係であったと見るべきであろう。教会と国家が同一社会の二つの側面であるという中世社会の構造は、

国民国家として成長していった英國においても変りはなく、世俗の最高権威者である国王の権威と教会の首長としての教皇の権威は、たえず緊張を生み出しつつも、併存したのである。現代世界と違って、宗教、経済、政治、文化が混然一体となっていた中世社会においては、二つの最高権威の併存は、今日考えられるほど理解しがたいことではなかった。両権威の間の軋轢は、潤滑油としての働きをもった教皇の特免 (Dispensation) によって緩和されていたのである。¹⁹ 教皇庁と国王は、Give and Take の関係にあり、特免によって磨擦を避けつつ、それぞれの利益を追求した。両者の関係が一時的に不順に見えて、関係そのものを断ち切るほど悪化することはなかった。ヘンリー八世の時まで、Ecclesia Anglicana は、教皇を首とする Corpus Christianum の一つの肢であり、同時に、²⁰ 国民教会としての自由を適当に享受していたのである。

3. アングリカニズムの成立——ヘンリー八世からエリザベス一世まで

1529年7月23日、教皇使節カンペジオ (Lorenzo Campeggio 1472—1539) とヨーク大司教ウルジー (Thomas Wolsey 1474—1530) を共同の裁判長としてヘンリー八世の結婚解消の訴えを審議して来た法廷は、判決を下すことなく永久に閉廷してしまった。かくして、英國教会のローマ教会よりの分離は不可避となつたのである。ローマ教皇の権威によって問題を解決することを諦めたヘンリーは、自らの手によって解決することを決意した。その目的達成のためにヘンリーが選んだ手段は、議会であった。1529年11月3日に召集された「改革議会」²² は、ローマ教会よりの分離を法的に確定する法案を次々に可決していく。両教会の関係を完全に断ち切ってしまった「国王至上令」(The Act of Supremacy 1534)²³ には、ロチェスター司教フィッシャー (John Fisher 1469—1535),²⁴ モア (Thomas More 1478—1535),²⁵ および一部の修道会の人々が敢然と死をもって抗議したが、國民の大半は、ヘンリーを首長とする國民教会を受け入れたのである。

当然のことながら、ローマ教皇は、それまでの柔軟な（あるいは優柔不断な）態度を棄てざるをえなくなり、破門をもってヘンリー、クランマー (Thomas Cranmer 1489—1556),²⁶ および他の英國教会の指導者たちに対処した。しかし、

まだこの時点では、ローマ教会の歴史家コンスタン（G. Constant）が指摘しているように、²⁷ 英国教会は分派的ではあっても異端的であるとは考えられていなかつたから、²⁸ ローマ教会との和解の可能性も充分にあった。ヘンリー自身はきわめて保守的であったため、クランマー、ラティマー（Hugh Latimer 1485—1555）、リドレー（Nicholas Ridley 1500—55）らの急進的改革者たちも、ヘンリーの生存中は改革を押しすすめるわけにはいかなかったのである。事実、1539年に発令された「六ヶ条」（The Six Articles）は化体説、一種陪餐、聖職者の独身、私宅ミサ、告悔を定めている。²⁹ 少くともヘンリー時代の英国教会は「教皇抜きのカトリシズム」とでも呼ばれるべきものであった。

1547年1月28日、ヘンリーが死去し、わずか9歳のエドワード六世が登位すると、ローマ・アングリカン両教会の関係は新たな段階に入った。英国教会の司教たちのうちガーディナーを指導者とする保守派は斥けられ、³⁰ クランマー、ラティマー、リドレー、フーパー（John Hooper, d. 1555）といった改革者たちが、教義、礼拝様式、訓戒の面で大幅な改革を開始した。聖餐の化体説が否定され、³¹ 二種陪餐が認められ、³² 聖職者の結婚が許された。改革には行き過ぎも伴いがちであるが、この場合も、各地で祭壇や聖像が多数破壊された。1549年には最初の祈禱書が作成され、3年後には、よりプロテスタント的な第二祈禱書が出され、統一令（The Act of Uniformity）によってその使用が義務づけられた。³³ 翌1553年には、「42ヶ条」（The Forty-Two Articles）が主としてクランマーの手によって成り、³⁴ 英国教会の教義的立場を示すものとされた。

このような英国教会のプロテスタンティズムへの傾斜も、エドワードの死（1553年7月6日）によって中断された。代って登位したカサリンの娘メアリーは、長い間不遇をかこってきたが、その間中、母カサリンの信仰に忠実であった。³⁵ 従兄カール五世の忠告に従いながら英国教会のローマ教会への復帰を策したメアリーは、エドワード時代に節を曲げなかったために投獄されていたガーディナーやボナー（Edmund Bonner 1500—69）を重用し、クランマー、リドレー、ラティマーら改革派の指導者を投獄した。翌1554年には異端令を復活させ、³⁶ この法令に基づいて1558年までに約300人のプロテスタントをオクスフォード、スミスフィールド（Smithfield）、その他の場所で焚刑に処した。³⁷ この迫害を主題としたフォックス（John Foxe 1516—87）の「殉教者列伝」（Acts and

Monuments) は、そこに収められた銅版刷の挿絵のせいもあって、一般国民の間にローマ教会に対する強い恐怖心と憎悪をかき立て、以後四百年間、両教会の関係に重大な影響を及ぼした。³⁸

ここで注目すべきは、少なくとも社会制度としての英國教会のローマ復帰も、議会による立法化によって行なわれたという事実である。³⁹ ローマよりの分離を確定したヘンリーの立法とプロテstant的エドワードの立法は、すべて無効として廃棄された。⁴⁰ 一方、ヘンリーによって追放されていたプール枢機卿(Reginald Pole 1500—58)は、教皇使節として1554年11月24日英國に戻り、11月30日(聖アンデレ日)，議会において、英國教会をシズマの罪より赦免した。⁴¹

ローマ教会にとって不幸であったことは、登位の初めには國民の絶大な人気を博したメアリーが、スペインのフィリペ二世と結婚することによりナショナリズムを刺激したことと、すでにみたように、プロテstant迫害によってローマ教会への憎悪をかきたてたことであった。宗教的なことがらには比較的無関心であった人々をも、メアリーは敵としてしまったのである。1558年11月17日、メアリーが死んだ時、國民はアン・ブーリンの娘エリザベスを喜んで迎えたのであった。⁴²

エリザベス個人の宗教的立場については、はっきりしたことは判らないが、おそらく英國教会を父ヘンリー時代の状態に戻すことを望んだと思われる。登位後しばらくの間、エリザベスは、メアリー時代の司教たちの協力を得るために努力した。しかし、女王の戴冠式こそカーライル司教オグルソープ(Owen Oglethorpe d. 1559)によってからうじて行なわれたが、一年後にエリザベスがプールの後任としてパーカー(Matthew Parker 1504—75)をカンタベリー大主教に任じ、その聖別をダラム司教タンスタル(Cuthbert Tunstall 1474—1559)に命じた時には、すげなく拒否されてしまった。やむなくエリザベスは、エドワード時代に主教であったものでメアリー時代に追放されていたバーロー(William Barlow d. 1568)、スコーリー(John Scory d. 1585)、カヴァデール(Miles Coverdale 1488—1568)、ホジキン(John Hodgkin d. 1560?)に命じて、ランベス宮のチャペルでパーカー聖別を行なわせた(1559年12月17日)。⁴³ このパーカー聖別は、後に「馬の首物語」(The Nag's Head Fable)となって、

⁴⁶
その正当性が問われることとなったのである。

メアリー時代の教会首脳部の協力を得られなかつたエリザベスは、メアリー時代に大陸に亡命していた急進的な改革者たちと妥協せざるをえなくなつた。チューリッヒ、ジュネーブ、フランクフルトといった場所でより進んだ改革教会を眼のあたりにしたこれらの改革者たちは、英國教会をその模範にならつてよりよく改革しようと意気こんで帰国したのであった。⁴⁷ 1559年1月23日に召集された議会では、これら急進的改革者たちに同調する者たちの活躍がめだち、国王至上令だけではなく、よりプロテスタント的な第二祈禱書を少し保守的に改訂した⁴⁸ 1559年の祈禱書の使用を義務づけた統一令も可決された。⁴⁹ いわゆる The Elizabethan Settlement である。英國教会の左旋回によって、メアリー時代の聖職者たちは再び不遇時代を迎えるのである。

エリザベスの国王至上令への宣誓を拒否した者のうち、司教陣は、一部の強硬論者を除いて、比較的寛大な取扱いを受け、軟禁状態に置かれるだけですんだ。⁵⁰ 追放された一般聖職者のうちかなりの数が大陸に亡命し、主として文書によつてエリザベス体制に批判を加えた。⁵¹ 1559年11月26日の Paul's Cross Sermon によるジュール（John Jewel 1522—71）の挑戦に答えてハーディング（Thomas Harding 1517—72）は、英國教会が眞の教会であることを真向から否定した。この間教皇は、亡命ローマ教徒の強い要請にもかかわらず、エリザベスおよび英國教会に対する態度決定を引き延してきた。エリザベスの姉婿フィリペ二世が、政治的理由からエリザベスをかばつたためでもあった。⁵² フランスは、スコットランド女王メアリーを推して、英國に対する影響力を増大しようとしていたのである。

このように、エリザベスの英國と教皇は、エリザベスの宗教政策にもかかわらず、しばらくの間不明確な形で続けられたが、1570年ピウス五世（1566—72、在位）によってエリザベスが破門されるに及んで、決定的に悪化した。⁵³ この破門は、英國北部のローマ教徒の叛乱を支援することを目的としていたが、回勅が出された時にはすでに叛乱は平定されたあとであつただけに、政治的に見ても得策ではなかった。⁵⁴ 以後、英國におけるローマ教徒は、信仰か君主への忠誠かという二者択一を迫られるようになり、政府の眼には、すべてのローマ教徒は潜在的叛逆者と映つたのである。⁵⁵ エリザベス自身は、ピューリ

タンの勢力の強い下院の要求を押えて、ローマ教徒に対する迫害を強力避けて来たが、その後英國再改宗をめざして、Douay やローマで教育を受けたイエズス会士が送り込まれてくるにしたがって、反ローマ的立法をいつまでも阻止しているわけにはいかなくなってしまった。1585年には The Act against Jesuits and Seminarists, 1593年には The Act against Recusants が議会を通過し、ローマ教徒に対する取締は一般と厳しくなった。⁵⁷ メーン(Cuthbert Mayne 1543—77)やキャンピオン(Edmund Campion 1540—81)は、政府によれば国家への叛逆者として、ローマ教会の主張によれば信仰のゆえに処刑されていった。⁵⁸

他方、パーソンズ(Robert Parsons 1546—1610)のようにエリザベスの殺害を正当化するような主張をなす者が現われ、英國で捕われていたスコットランド女王メアリーを擁立して政府を転覆しようという計画が幾度も企てられるにつれ、ローマ教会は英國國家の公然の敵とみなされるに至った。⁵⁹ 1588年のスペインの無敵艦隊の侵攻はエリザベスの英國にとって最大の危機となつたが、これを乗り切った時、英國におけるローマ教会の勢力は決定的に無力化したといえよう。⁶⁰ 1603年、エリザベスが死に、スコットランド女王メアリーの子ジェームス六世が、英國王として迎えられた時には、ローマ教会と英國教会との関係は、到底元の関係には戻りえない状態にあると考えられていたのである。

4. 十七・八世紀における両教会の関係

ジェームスは、ローマ教徒メアリーの子であったが、厳格なカルヴィニズムによって、教育されて成長した者であったから、英國教会のピューリタン的な人々は大きな期待をもって新国王を迎えた。彼らの提出した千人請願(The Millenary Petition)⁶¹を受けてジェームスは、アングリカンとピューリタンの代表による会談開催を約した。しかし、1604年1月、ハンプトン宮で開かれた会議はピューリタンの希望を裏切るものでしかなかった。“No Bishop, No King”を宣言して、アングリカン支持の態度をジェームスがはっきりと打ち出したからである。⁶²

他方、ジェームスは、対ローマ教徒政策においても失敗した。英國に来る以前、ジェームスは、王位に就きたいという願望からか、ローマ教徒に対して寛大な処置を約束したが、⁶³ 登位後この約束を実行しなかったため、失望したロー

マ教徒のうちの過激派は「火薬事件」(The Gunpowder Plot 1605)を引き起こし、一般国民のローマ教会に対する不信と憎悪を一層強め、その反動として過酷な弾圧立法を引き出す結果となつた。⁶⁵ 同時に政府は、エリザベス朝の末期にローマ教徒の間で論争された君主への忠誠と教皇への忠誠の相剋という問題を逆用し、教皇は君主を廃位する権限を有しないということを明記した一文を含む新しい国王至上令への宣誓をローマ教徒に要求した。⁶⁶ 首席（司教代理）司祭ブラックウェル（George Blackwell 1545—1613）は、始めこの宣誓を非難したが、後には自らこの宣誓に服したため、教皇パウロ五世によってその職を剝奪された⁶⁷ (1606)。しかし注目すべきは、この事件を契機として、消極的な形ではあるが両教会の対話が始ったことである。

ブラックウェルによる宣誓受諾を非難したベラルミーノ枢機卿（Roberto Bellarmino 1542—1621）に対しては、ジェームス自ら筆を執って答えたが、すぐにジェームスは、とても自分はベラルミーノに太刀打ち出来ないと感じ、アンドリュース（Lancelot Andrewes 1555—1626）に命じて、論争を継続させた。アンドリュースの神学的立場は、「教会政治法理論」(Of the Law of the Ecclesiastical Polity) によってアングリカンの Via Media 神学を確立したフッカー（Richard Hooker 1554—1600）のそれよりも、よりカトリック的であったため、また彼の温厚な人となりと、ベラルミーノの誠実さとも相まって、論争は、エリザベス朝のジュール・ハーディング論争のように、ただ相手を非難するだけのとげのあるものではなかった。⁶⁸ もちろん、時代的背景から考えれば、論争が積極的、友好的な相互理解にまで至らなかつたことは止むをえなかつたが、アンドリュースの平和的なアプローチは、その後もスコットランドの聖公会主教フォーブス（William Forbes 1585—1634）によって受け継がれ、対話の進展が期待されたのである。⁷⁰

このような両教会の話し合いへの姿勢を覆したのは、ピューリタン革命であった。ジェームスおよびその子チャールス一世（1625—1649，在位）がアングリカン支持を強めるのに比例してますます体制批判を強めていったピューリタンは、英國教会の中に「ローマ的」要素が残されていることを非難し、一般国民のローマ教会に対する不信を一層かき立てていった。チャールスの王妃としてフランス王女ヘンリエッタ・マリア（Henrietta Maria 1609—66）が選ばれた

ことも、ローマ教会に対する反感を一層強めることとなった。⁷¹ こういった情勢の中で、チャールズの片腕としてピューリタン弾圧を行なったロード大主教(William Laud 1573—1645)に攻撃の矢が集中したことは当然であったと言える。実のところロードは、ローマ教会により親近感を感じていたとしても、ローマ教会への改宗を真剣に考えるにはあまりにもアングリカンでありすぎた。⁷² それにもかかわらず、ロードのアングリカニズムが崩壊した時、芽ばえかかったローマ教会と英國教会の対話は、再び断ち切られてしまったのである。ピューリタンの勝利によって大陸に亡命した王党派のアングリカンは、亡命生活の苦悩のせいもあって、かえって反ローマ教会的となつた。1660年王政復古によって帰国した彼らは、ピューリタンのみならず、ローマ教徒に対しても非寛容な態度を示すようになった。1661年に出された「都市自治体法」(The Corporation Act) と1673年の「審査律」(The Test Act) は、十九世紀まで、ローマ教徒が公職に就くことも、大学に入ることも不可能とするものであった。⁷³ こういった反ローマ教会的雰囲気にもかかわらず、1670年に王位継承者ジェームスがローマ教会に改宗し、1678年にローマ教徒による陰謀と称するものが巷間に流布され、1687年には、ローマ教徒に対する罰則を無効とする「寛容宣言」(The Declaration of Indulgence) が公布されると、名誉革命は避けえなくなつたのである。⁷⁴ ジェームス二世は、シャフツベリー (Anthony Ashley Cooper, The First Earl of Shaftesbury 1621—83) を指導者とするホイッグ党を敵にするには愚鈍すぎた。ローマ教徒のために思つたことが、かえって裏目に出で、1689年の人権憲章 (The Bill of Rights) にもかかわらず、ローマ教徒の解放はなお150年の間引き延ばされてしまったのである。⁷⁵

プロテスタントのオレンジ公ウイリアムの登位、およびそれに続くハノーヴァー家の登場(1702)は、英國教会とローマ教会の関係を改善する方向とはおおよそ反対の方向を指向した。時代はすでに啓蒙主義の時代に入り、もはや宗教的確信によって迫害することを止めた代りに、宗教的無関心が広まっていった。宗教的自由主義 (Latitudinarianism) は、ローマ教会に対して積極的な好意を示すものではなかった。⁷⁶

こういった一般的風潮にもかかわらず、ウェイク (William Wake 1657—1737) が、両教会の相互理解のために尽力したことは、高く評価されてよい。⁷⁷

1682年、駐仏大使のチャップレンとしてパリに渡ったウエイクは、3年間の滞在期間中にローマ教会、改革派教会、デンマーク・ルーテル教会、オランダ改革派教会の人々と親交を結び、これらの教会の伝統から多くを学んだ。帰国後、ウエイクは、英國教会の教義的立場を明らかにするために一書を著わしたが、その中で彼は、ローマ教会を批判しつつも、両教会が共通して保持している信仰を基礎に話合うことを提案している。⁷⁸ この提案は、名誉革命、ハノーヴァー朝の出現といった政治的出来事によつて実現を阻まれ、ウエイク自身がカンタベリー大主教となつた1716年まで、対話への進展は見られなかつた。

1715年、フランスの絶対君主ルイ十四世が死ぬと、ヤンセニズムの疑いを受けて斥けられていたパリ大司教ド・ノアイユ(Louis Antoione de Noailles 1651—1729) や亡命中であったソルボンヌの教授デュ・パン (Louis Ellies Du Pin 1657—1719) らが摂政オルレアン公フィリップの親任を得るようになつた。すでに教皇クレメンス十一世 (1700—21, 在位) の回勅「ウニゲニトウス」(Unigenitus Dei Filius) によってヤンセニズムを断罪していたローマ教会が (1713年9月8日), フランス・カトリック教会の動きを心よく思わなかつたのも当然であろう。このような背景の下に、デュ・パンは1717年、フランスのカトリック教会と英國教会の再一致のための話し合いをウエイクに提案した。1723年には、英國教会の聖職位の有効性を認めるル・クーラエー(P. F. Le Courayer) の論文も著わされた。⁷⁹ しかしながら、すでに述べたように、英國では宗教的無関心の風潮が強く、フランスではガリカン主義者中でもデュ・パンはその最たる者として常に疑惑の眼で見られていたから、対話に対する一般的に批判的な空気が強かつた。ウエイクとデュ・パンの交信は、結局のところ、私的な交信の域を出なかつたのである。⁸⁰

5. オクスフォード運動から勅書「アポストリケー・クレー」まで

十九世紀前半の英國では、政治機構上の一連の改革が行なわれた。⁸¹ 産業革命の結果、労働人口が都市に集中し、スラム、婦女子の長時間労働、労働条件の悪化、青少年の不良化といった社会問題が山積していたからである。国民の一部の声しか反映しない従来の選挙区制では、変動した社会の実状にそぐわなく

なった。他方、低賃銀労働者として多数のアイルランド人が英國へ移住して来たため、彼らに対する宗教的、社会的差別も問題となつた。まず1828年に「法人令」と「宣誓令」が廃棄され、英國教員以外の者でも公職に就くことが許され、翌1829年には「ローマ教員解放令」(Roman Catholic Emancipation Act) によって、十七世紀以来ただひとり寛容令の恩恵に浴しえなかつたローマ教会も、他の非国教教会と同等の地位を認められるようになった。⁸² ローマ教員でも、議員になつたり、首相に選ばれたりする道が開かれたのである。1832年には「改革法」(Reform Bill) が議会を通過し、翌1833年には、アイルランドにおける聖公会の十教区を廢止することを目的とした「アイルランド教会法案」⁸³ が議会に上程された。オクスフォード運動は、教会の靈的性格を無視して、ただ功利的な理由から教会改革を押しつけようとした議会に対する抵抗として始つたのである。

1833年7月14日、オクスフォードの聖メアリー教会でなされたキーブル(John Keble 1792—1866) の「国民的背教」(National Apostasy) と題する説教によって口火を切られたこの運動の経過については、ここでは詳細に触れる余裕はない。⁸⁴ 英国教会の「普公性」(Catholicity) を再確認させることとなつたこの運動が、十九世紀におけるローマ教会と聖公会の関係に及ぼした影響だけをみてみよう。

長い目で見たとき、オクスフォード運動が与えた影響には積極的な評価が与えられるであろうが、少くとも、十九世紀の英國においては、否定的な結果を生み出したと言うべきであろう。ウェスレー(John Wesley 1703—91) の信仰覚醒運動によって再び活力を与えられた英國教会内の福音主義に立つ人々や、自由主義者らは、キーブル、ニューマン(John Henry Newman 1801—90)、ピュージー(Edward B. Pusey 1800—82) らの運動に対して疑惑の念をいたいでいたが、やがてニューマン、マニング(Henry Manning 1808—92)、ウォード(William G. Ward 1812—82)、フェーバー(Frederick W. Faber 1814—63) といった指導者たちがローマ教会に転向するに従つて、彼らの疑惑は立証されたと考えた。一方、これらローマ教会への転向者のその後の発言は、本人らの主觀的意図は何であったにせよ、客観的には英國教会の立場を傷つけるものであった。⁸⁵ 他方、アイルランドからの低賃銀労働者の移民は、単純な一般の英國

人大衆の間に、フォックスの「殉教者列伝」によってかき立てられ、アルマダや火薬事件によって、ほとんど伝説化されたローマ教会への憎悪を呼び醒させた。十九世紀は、それまでの世紀以上に、両教会の対話のためには不毛な世紀であった。⁸⁷しかし、こういった一般情勢にもかかわらず、対話への努力が続けられたことは、称賛されるべきであろう。

十九世紀における両教会の対話への努力は、学者や教会首脳部ではなく、誠実ではあるあまりにも理想主義的な平信徒によって始められた。ローマ教会のフィリップス (Ambrose Philipps 1809—78) と英國教会のハリファックス卿 (Charles Lindley Wood, Second Viscount Halifax 1839—1934)である。⁸⁸

フィリップスは、ランカスターの聖公会員の家に生れたが、十五歳の時、ローマ教会に改宗した。オクスフォード運動が始まると、フィリップスは英國教会内のカトリック復興に強い関心をもち、やがて両教会の合同を熱望するよう⁸⁹になった。英國教会から福音主義者を一掃すれば、一種の Uniat Church としてローマ教会に復帰することが出来るとフィリップスは考えたのである。ローマ教会の首脳部はフィリップスの提案を斥け、むしろ圧力をかけて彼を沈黙させようとしたが、フィリップスは挫けなかった。このようなフィリップスに聖公会側から呼応したのがリー (Frederick George Lee 1832—1902) である。⁹⁰

リーはフィリップスとともに、1857年9月8日、「キリスト教世界一致促進協議会」(The Association for promoting the Unity of Christendom) を結成、ローマ教会、正教会、聖公会から多数の参加者を得た。協議会は、1864年までに七千人の会員を集めほど盛況ぶりであったが、リーが編集者となった機関紙 The Union (1863年には The Union Review と改題) に冷静さを欠いた論文が次々に発表され、聖公会の福音主義者や自由主義者ばかりでなく、ローマ教会の教皇権強化主義者 (Ultramontanists) までも攻撃するようになると、協議会自体も双方の教会首脳部から不信の眼をもって見られるようになった。1864年9月16日、ローマ聖庁は協議会を公式に断罪し、ローマ教会員が協議会員であることを禁止した。オクスフォード運動の中心的指導者であったピュージーやキーブルまでもが批判的であったリーとフィリップスの運動は、失敗に終らざるをえなかったのである。⁹¹

フィリップスとリーの試みに較べたとき、三十年後に始められたハリファッ

クスとフランスのカトリック司祭ポルタル (Etienne Fernand Portal)⁹²による対話への努力の方が、より希望に満ちたものであった。1889年の冬から翌年の春にかけてフランスの Madeira で知合った両者は、強い友情を結び、以後、両教会の一致を目指して積極的に努力するようになった。オクスフォード在学中ピュージーの感化を受けてアングロ・カトリックとなったハリファックスは、英國教会は宗教改革以前の普公的教会と連続していると確信していたので、ローマ教会と聖公会の学者が聖公会の聖職位の検討のために会合を開くことを提案した。1864年からローマで開かれた会合は、教皇レオ十三世の好意的了解のもとに始められたものであったが、やがて英國におけるローマ教会員の強い反対を呼び起したため、レオ十三世は、1896年9月13日、勅書「アポストリケー・クレー」(Apostolicae Curae) を発して、聖公会の儀式によって行なわれた聖職按手は完全に無効であったし、また無効であると宣言して話合に終止符を打った。⁹³

フィリップス、ハリファックス、ポルタルといった善意の人々の真摯な努力が失敗した理由としては、二、三の点が指摘されうる。第一に、これらの人々の試みは、個人のレベルで行なわれたため、公式機関による支援を得られなかった。第二に、交渉が英國におけるローマ教会員の頭ごしになされたため、数世紀にわたって英國で抑圧されてきたローマ教会員の反感を買った。第三に、ローマ教会自体は、ピウス九世(1846—78，在位)による「無原罪の懷胎」(The Immaculate Conception 1854)と「教皇不謬性」(The Papal Infallibility 1870)のドグマ化、および「謬説表」(The Syllabus of Errors 1864)の公布によって、閉ざされた教会となっていた。第四に、聖公会のハリファックスやリーがアングロ・カトリックであり、ローマ側は主としてガリカニズムの支持者であって、両教会とも一部のタイプしか代表されなかつた。しかし、こういった失敗にもかかわらず、ハリファックスは絶望を知らなかつた。二十世紀に入ると、ハリファックスの努力とエキュメニカル運動の開始によって、両教会の関係は新しい段階に入るるのである。⁹⁴

6. エキュメニカル運動と第二ヴァチカン公会議

二十世紀は「エキュメニズムの世紀」と呼ぶにふさわしい世紀である。1910

年エジンバラで開催された世界宣教會議（International Missionary Council）を出発点とする教会再一致への動きは、第一次大戦によって一時的に中断されはしたもの、その後急速に進展した。1920年のランベス会議（The Lambeth Conference）は、「全てのキリスト者へのアピール」（Appeal to All Christian People）を出して、聖公会自身の分裂の罪を認めるとともに、全世界のキリスト者が教会一致のために努力することを要請した。⁹⁶ こういった動きを、ローマ教会は、少くとも表面的には無視する態度を取ったが、ハリファックスとポルタルは、聖公会とローマ教会間の新しい話し合いの好機の到来と受けとめたのである。

1921年からベルギーのマリーン（Malines）で始められた両教会の神学者たちの話し合いは、ハリファックスとポルタルの新しい呼びかけによるものである。マリーン大司教メルシア（Desire Joseph Mercier 1851—1926）枢機卿が議長となったこの会談には、聖公会側から J. A. Robinson, W. H. Frere, Charles Gore, B. J. Kidd が、ローマ教会からはポルタルのほか J. E. van Roey, P. Batiffal, H. Hemmer らが出席したが、両教会から公認を受けて神学者が出席した最初の会談として意義深い。教皇の首位権、聖餐における犠牲、主教職、聖公会を Uniat Church として認めることの可否、等を検討したこの会談は、1926年1月にメルシア枢機卿を、6月にはポルタルを相ついで失ったため打撃を受け、その後自然に途絶えた形となり、二年後の1928年1月6日付の回勅「モルタリウム・アニモス」（Mortalium Animos）によって打ち切られてしま⁹⁷った。

マリーン会談も結果的には失敗に終った。聖公会側からは Frere の提案にもかかわらず福音主義者は代表に加えられなかつたし、一方ローマ教会側も、英國の教皇権強化主義者を代表に加えなかつたが、これまでの話し合いの失敗から考えると、失態であったと言わなければならぬ。少くともこの時点では、ローマ教会がエキュメニカル運動に対して否定的な態度を取っていた以上、デービッドソン大主教（Randall Davidson 1848—1930）も、プロテstant諸教会と英國教会との友好関係を損ってまでもローマ教会との関係を改善するというところまで踏み切れなかつたであろう。ローマ聖庁も、英國におけるローマ教会員の不信をかうことを望みはしなかつたのである。⁹⁸

ローマ教会と聖公会の対話が停頓している間にも、エキュメニカル運動は着実な歩みを進めた。1925年のストックホルムの生活と実践 (Life and Work) 世界会議、1927年のローザンヌの信仰職制 (Faith and Order) 世界会議、1937年のオクスフォードの第二回生活と実践世界会議とエジンバラの第二回信仰職制世界会議、と受け継がれた運動は、第二次大戦のために一時中断されたが、1948年アムステルダムでの世界教会協議会 (The World Council of Churches)⁹⁹ の結成になって実を結んだ。

第二次大戦後のローマ教会と聖公会との対話の再開は「はじめに」に記したように、ヨハネス二十三世に負うところが大きいが、同時に、カンタベリー大主教フィッシャー (Geoffrey Fisher)¹⁰⁰ の果した貢献も忘れてはならない。フィッシャー自身は福音主義の系譜につながる者であり、ローマ教会との話合いには個人的にはあまり積極的ではなかったが、有能な行政者にふさわしい洞察力をもってエキュメニズム時代の到来を確信したため、話合いへの努力を惜しまなかった。1948年のアムステルダム会議に議長として臨んだフィッシャーは、フランスのイエズス会士 Charles Boyer が出席しているのを見て、ベル主教 (George Bell) と Herbert Waddams をしてローマ教会との接触の可能性を探らせた。翌1949年には、Leonard Prestige がフィッシャーによってローマに送られた。Prestige は Gregory Dix の助言によって、後に教皇パウロ六世となる Montini と会い、さらに Boyer と Tisserent とに会って、両教会の対話の可能性を打診した。Prestige と Boyer は、両教会の首脳部の承認を受けた数名の神学者による非公式の会談をフランスもしくはスイスで開催することで意見が一致し、マリーン会談の失敗を避けるため、ローマ教会側は少くとも二名の英国のローマ教会の代表を加えることとした。

このようにして再開された両教会の対話は、1950年9月25—27日ストラスブルでの第一回の会合となって実現した。¹⁰¹ ローマ教会側は Boyer のほかに、英国のイエズス会士 M. Bevenot, Jean de Menasce, Charles Journet (現在枢機卿) が出席し、聖公会側は Ian Ramsey (現在ダラム主教) が長となった。第二回の会合は二年後の1952年1月1—4日 Hampstead で開かれたが、その後 Prestige が病いに倒れ、1955年1月19日に死去したため、会談は一時中断した。聖公会側は Prestige に代って A. R. Vidler、続いて J. N. D. Kelly が団長

となって会談を再開し、ローマ（1957年4月8—11日）、ケンブリッジ（1958年9月22—25日）、アシジ（1961年4月4—7日）、オクスフォード（1962年7月16—19日）と続行した。特筆すべきは、同年9月3—7日 Worth で開かれた会談に、英國ローマ教会のヒーナン大司教（Heenan）自身がローマ教会側の団長として出席したことである。英國における過去四百年の確執を越えて両教会は、いまや話し合へと大きく前進したのである。

神学者たちの会合が両教会の相互理解の進展に果した貢献は大きいが、より画期的な出来事としては、フィッシャー大主教によるヨハネス二十三世訪問と、それに続くラムゼー大主教（Michael Ramsey）によるパウロ六世訪問を挙げねばなるまい。1960年11月、英國聖公会の総会（The Church Assembly）でフィッシャーのローマ訪問の意図が公表されると、一部で強い反対の声が上った。¹⁰² 現職のカンタベリー大主教がローマ訪問するのは、1397年のアランデル（Thomas Arundel 1353—1414）以来であると言われ、宗教改革以後は到底考える余地のないことであったからである。フィッシャーはこういった反対を押し切って、1960年12月1日、聖地訪問の帰途ローマに到着した。ヨハネス二十三世とフィッシャーとの間に交された会話が何についてであったにせよ、訪問それ自体が両教会の歴史に新しい一頁を書き加えたことだけは確かであった。¹⁰³

六年後の1966年には、両教会の首脳がパウロ六世とラムゼー大主教に代っていたばかりでなく、エキュメニズム自体も、第二ヴァチカン公会議によって、著しい進歩をみせていた。すでにみたように、パウロ六世は Prestige と親交を結んだが、ミラノ大司教時代には、ベル主教を通して四人の聖公会司祭を迎えた、英國教会の理解に努めた。チャドウィック（Owen Chadwick）の言葉を借りれば、「パウロ六世は英國聖公会を理解するために時間と努力を惜しまなかつた初めての教皇であった。」¹⁰⁴ 一方、ラムゼー大主教は、現実的であったフィッシャーによって開かれた道をより深いレベルで前進させるために必要な学究的資質に恵まれていた。両者の会談（1966年3月21日）は、単なる儀礼的訪問の域を越えたものとなったのである。

二人の教皇と二人の大主教の出会いによって開かれた両教会の友好的な関係は、その後も一層強められていった。同年十月十三日、ヘンリーエ八世の時の殉教者ジョン・フィッシャーの司教座であったロチェスター大聖堂で、ヒーナン

枢機卿による説教がなされたが、エリザベス一世の登位以来最初のローマ教会の大司教による説教であった。ローマでは、両教会の聖職者の共同の祈りと研究の場として The Anglican Institute が開設された。同年11月4日には、対話のための共同の準備委員会が発足し、翌1967年1月9—13日、イタリアのGazzada で最初の委員会が開かれた。両教会とも委員には、英國以外の地域の代表も加えている。同時に、アメリカ、カナダ、日本の国民教会のレベルで対話のための努力がなされ始めたのである。

7. む す び

以上われわれは、宗教改革から現在に至るまでの聖公会とローマ教会との関係を歴史的に辿ってみた。宗教改革によって断ち切られた英國の教会とローマ教会の関係は、その後幾多の個人の努力にもかかわらず、好転せぬまま今世紀まで及んだ。関係回復を阻げてきた要因は数多く考えられるが、少くとも今までのところ、対話への試みが失敗に終ったのは、主として非神学的要因によると考えるべきであろう。十六・七世紀の英國人が大陸のカトリック諸国の侵略を恐れていたことは充分に理解出来る。しかし、その結果、英國におけるローマ教員は四百年間被抑圧者として生きなければならなかった。英國のローマ教員を除外した形での対話がことごとく失敗したことも故なしとしない。

ヨハネス二十三世以後の「蜜月時代」に入った現在、問題は性格を異にするようになった。現在でも、一般的レベルでは、なお非神学的諸要因が両教会の対話を阻げる場合が多いであろう。しかし、もはやそれらは決定的な障害とはなりえない。「はじめに」に述べたように、両教会の一致の可能性は、最終的には神学的に検討されなければならない。今やそのような検討を可能とする雰囲気が生れたのである。

神学的検討が可能となったということは、それだけ問題の解決が困難となつたことをも意味する。これまでの会談においても、教皇首位権、聖公会の聖職位、聖餐における犠牲その他の重大なことがらが、非公式な形ではあれ神学的に検討された。しかし、非公式な会談の結論であれば、教会首脳部は自己の教会にとって不都合なものは黙殺することも可能であった。公式な形での話し合いにおいては、いかなる結論であっても重大な影響を及ぼす。

聖公会はカトリックであることを主張して來たとともに、「改革された」(Reformed)教会であることをも誇りとし、その原則に忠実であろうとして來た。福音主義は、カトリック主義と同等の市民権を聖公会の中にもつ。聖公会は、両者の緊張関係の中に歩んで來たと言ってもよい。公的な神学的検討には、当然この緊張関係も持込まれるであろう。

ヴァチカンの「キリスト教一致推進事務局」(The Secretariat for Christian Unity)の長ベア枢機卿も指摘しているように、「キリスト者の一致は、真理を裏切ることによって達成されるべきではない。」¹⁰⁵現在の友好的雰囲気にもかかわらず、神学的検討は、両教会の分裂を一層癒しがたいものにする可能性も含んでいる。そのような可能性を認めつつも「みんなの者が一つとなる」(ヨハネ17・21)ことが、両教会の主であるキリストの意志であることを確認し、真理に忠実な形でなされた神学的検討の結果を謙虚に受け入れることが望まれるのである。

(了)

注

1 はじめに

- 1) 教会再一致の試みの一例としては、東方教会がトルコの圧力を受けていたとはいえ、1439年のフィレンツエの公会議における東西両教会の再一致が挙げられる。宗教改革以後の諸例については、Ruth Rouse and Stephen C. Neill, *A History of the Ecumenical Movement 1517-1948*, S. P. C. K., 1954 を見よ。
- 2) エキュメニカル運動に関する文献については、速水敏彦「エキュメニカル運動文献」『神学の声』第七巻第二号(1960, 11), 19—22頁を見よ。
- 3) Rouse and Neill, *op. cit.*, pp. 677-696; 728 f. マドレーヌ・パロ『教会一致運動』クセジュ文庫、白水社、1970年、130—132頁。
- 4) この意味では、従来の特定教派の視点からではなしに、エキュメニカルな視点から教会史を書き直す必要があろう。
- 5) 聖公会の果して來た役割については、Steven Runciman et al., *Anglican Initiatives in Christian Unity*, S. P. C. K., London, 1967. を見よ。本稿の後半は、この書に負うところが大きい。
- 6) 聖公会は“Catholic but Reformed”であるという主張が古くからなされて來たが、そのため Catholic の諸教会と Protestant 諸教会の中間的存在として、両者の「橋わたしをする」教会と考えられて來た。
- 7) 聖公会とローマ教会の対話で問題とされるであろう聖餐論については、纏纏康兵「カトリック神学とアングリカン神学における聖体觀の一考察」ネメシェギ『主

の晩餐—聖体祭儀の神学』南窓社, 1968年, 367—421頁を見よ。教皇職については, 接稿「教皇職と教会一致」桃山学院大学『人文科学研究』第4巻第1号(昭和41年10月20日), 1~45頁参照。

2 英国の教会と教皇庁——宗教改革まで。

- 8) 314年のアルルの教会会議にはヨーク司教 Eborius, ロンドン司教 Restitutus, Colonia Londinensium の司教 Adelfius と司祭一人, 執事一人が出席したといわれる (H. Gee and W. J. Hardy, *Documents illustrative of English Church History*, MacMillan, London, 1896, p. 1.)。初期英国教会史研究には, William Bright, *Chapters of Early English Church History*, Oxford, 1897 が依然重要である。
- 9) もっとも, 英国教会の「ローマ化」は長い期間をかけ, Theodore (602—90), Wilfrid (634—709) らの努力によってなされたのである。この時代の英国教会については, 今なお権威ある W. Hunt, *A History of the English Church from its Foundation to the Norman Conquest*, MacMillan, London, 1869 を見よ。最近の研究としては, M. Deansly, *Pre-Conquest Church in England*, A & C Black, London, 1961 がある。
- 10) ノルマン征服の英国教会と教皇庁の関係については, Z. N. Brooke, *The English Church and the Papacy*, Cambridge, 1931, pp. 117—229. を見よ。
- 11) この点については, Christopher Dawson, *The Making of Europe*, Sheed and Ward, London, 1935; *Religion and the Rise of Western Culture*, Sheed and Ward, London, 1950 を見よ。
- 12) 中世ヨーロッパの教会と国家の関係については, L. Smith, *Church and State in the Middle Ages*, Oxford, 1932; T. M. Parker, *Christianity and the State in the Light of History*, A & C Black, London, 1955, Chapters v-viii を見よ。
- 13) ヘンリーア二世はカンタベリー大司教 Thomas a Becket (1118—70) と争い, 後者の殉教によって表面的には敗北したと考えられるが, *The Constitutions of Clarendon* を公布して, 英国の国益を確立したともいえる (G. M. Trevelyan, *History of England*, Longmans, London, 1952 (1926) pp. 155—6. クラレンソン法は, Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 68—73 にある。)
- 14) H. O. Wakeman, *An Introduction to the History of the Church of England*, Rivingtons, London, 1955 (1996) p. 143.
- 15) C. Stephenson and F. G. Marcham, *Sources of English Constitutional History*, Harper, New York, 1937, p. 226 f.
- 16) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 103—4.
- 17) 十四, 五世の英国教会とローマ教皇庁の関係については, W. W. Capes, *A History of the English Church in the Fourteenth and Fifteenth Centuries*, MacMillan, London, 1900 を参照。

- 18) *The English Church in the Fourteenth Century*, Cambridge, 1955, p.67—68, 96。
- 19) ヘンリー八世自身、兄嫁カサリンとの結婚をユリウス二世の特免によって許可されている (Gilbert Burnet, *The History of the Reformation of the Church of England*, ed. by Nicholas Pocock, Oxford, 1865, rep. Gregg, New York, 1969, Vol. IV, p. 15—16.)
- 20) T. M. Parker, *The English Reformation to 1558*, Oxford Univ. Press, London, 1966 (Home Univ. Library, 1950), pp. 1—9.

3 アングリカニズムの成立——ヘンリー八世からエリザベス一世まで。

- 21) A. F. Pollard, *Henry VIII*, Longmans, London, 1951 (1905), p. 172—9.
- 22) Stanford E. Lehmberg, *The Reformation Parliament 1529-1536*, Cambridge Univ. Press, 1970.
- 23) Gee and Hardy, *op. cit.*, p. 243—4.
- 24) フィッシャーについては、E. E. Reynolds, *St. John Fisher*, Burns and Oates, London, 1955; John Lewis, *The Life of Dr. John Fisher*, London, 1855, 2 vols. 参照。
- 25) モアについての文献は多いが、代表的なのは、R. W. Chambers, *The Life and Death of Sir Thomas More*, Jonathan Cape, London, 1935 である。
- 26) 1533年5月23日 Dunstable における法廷においてヘンリーとカサリンの結婚の無効を宣したクランマーは同年7月4日、ヨーク大司教 Edward Lee 1492—1544, リンコーン司教 John Langland 1473—1547, ウィンチェスター司教 Stephen Gardiner 1490—1554 らとともにクレメンス七世によって破門された。ヘンリー自身は、四日後の7月11日付の回勅で破門されている (James Gairdner, *A History of the English Church in the Sixteenth Century from the Accession of Henry VIII to the Death of Mary*, MacMillan, London, 1902, p. 142.)
- 27) *The Reformation in England, The English Schism and Henry VIII, 1509—1547*, Harper Torchbooks, 1966, p. 341.
- 28) この点については、1554年12月2日の説教におけるガーディナーの証言を参照。(John Foxe, *Acts and Monuments*, ed. by George Townsend, rep. AMS Press, 1965, Vol. VI, p. 578.)
- 29) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 303—319. なおヘンリー時代については、カトリック史家 Philip Hughes の *The Reformation in England*, MacMillan, London, 1954, Vol. I 参照。
- 30) これら保守派については、Constant, *op. cit.*, pp. 341—390 参照。なお、ガーディナーについては、接稿、「テュダー朝英国における教会と国家——スティーブン・ガーディナーの転向をめぐって——」、桃山学院大学『キリスト教論集』第六号(1970, 3)17—41頁を参照。

- 31) C. W. Dugmore, *The Mass and the English Reformers*, MacMillan, London, 1963. ローマ教会側からの批判としては, Francis Clark, *Eucharistic Sacrifice and the Reformation*, Darton, Longman and Todd, London, 1960 を見よ。
- 32) Gee and Hardy, *op. cit.*, p. 366 f.
- 33) Francis Procter and W. H. Frere, *A New History of the Book of Common Prayer*, MacMillan, London, 1955 (1855), pp. 45—90. 第一および第二統一令は, Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 358—366; 369—372 に載せられている。
- 34) Edward Cardwell, *Synodalia*, Oxford, 1842, rep. Gregg, 1966, pp. 18—33. エドワード朝の宗教的変化については, Hughes, *op. cit.*, Vol. II のほか A. F. Pollard, *England under Protector Somerset*, London, 1900 を見よ。
- 35) カサリンについては, Garrett Mattingly, *Catherine of Aragon*, New York, 1960(1941)を, メアリーについては, H. F. M. Prescot, *Spanish Tudor*, London, 1940 (1952版からは *Mary Tudor* と改題) を見よ。
- 36) Gee and Hardy, *op. cit.*, p. 384f.
- 37) Foxe, *op. cit.*, Vols. V-VIII. R. M. Loades, *The Oxford Martyrs*, Batsford, London, 1970.
- 38) Foxe の書の影響については, William Haller, *Foxe's Book of Martyrs and the Elect Nation*, Jonathan Cape, London, 1963 を見よ。
- 39) Maurice Powicke, *The Reformation in England*, Oxford Paperbacks, 1965(1941), pp. 1, 106
- 40) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 377 f; 385 f.
- 41) Pole は Deacon でしかなかったから, クランマーの処刑によって空席となったカンタベリー大司教になるため, 1557年3月20日まず司祭に叙任され, 二日後の22日に司教に聖別された。
- 42) John Strype, *Annals of the Reformation... in the Church of England*, Oxford, 1824, rep. Burt Franklin, New York, 1966, Vol. I, part 1, pp. 1—2.
- 43) 多くの歴史家は, エリザベスを politique であると見ている。例, M. M. Knappen, *Tudor Puritanism*, Chicago, 1965 (19339), pp. 167—8; A. L. Rowse, *England of Elizabeth*, MacMillan, London, 1950, p. 387.
- 44) W. H. Frere, *A History of the English Church in the Reigns of Elizabeth and James I*, MacMillan, London, 1904, p. 11.
- 45) Strype, *op. cit.*, Vol. I, part 1, p. 231.
- 46) Frere, *op. cit.*, pp. 47, 374.
- 47) C. Garrett, *The Marian Exiles*. Cambridge, 1966 (1938).
- 48) これら改革者たちのエリザベスに対する期待と失望は *Zurich Letters*, ed. by

- H. Robinson, Parker Society, Cambridge, London, 1842—45, 2 vols.
- 49) J. E. Neale, *Elizabeth I and Her Parliaments*, Jonathan Cape, Londnn, 1965 (1953), 2 vols., Vol.1, pp. 51—84 1559年の祈禱書については, Proctor and Frere, *op. cit.*, pp. 91—135; H. Gee, *The Elizabethan Prayer Book and Ornaments*, MacMillan ,London, 1902. を見よ。
- 50) Hughes は、ヘンリー時代の司教たちと違ってエリザベス時代のローマ教会の司教たちが節を曲げなかったことを称讃しているが (*op. cit.*, Vol. III, pp. 36 f.), それはいいかえると、エリザベスがヘンリーよりも寛容であったことではないだろうか。メリリー時代の司教 Thomas Thirlby の晩年の生活からも、このことは言えそうである (T. F. Shirley, *Thomas Thirlby Tudor Bishop*, S. P. C. K., London, 1964)。
- 51) Peter Guilday, *The English Catholic Refugees on the Continent, 1558-1795*, Longmans, London, 1914, rep. Gregg Press, New York, 1969.
- 52) ジュールとハーディングの論争は, *The Works of Bp. Jewel*, ed. by John Ayre, Parker Society, Cambridge, 4 vols., 1845—50. に収められている。
- 53) この間の事情については, C. G. Bayne, *Anglo-Roman Relations, 1558—65*, London, 1913; A. O. Meyer, *England and the Catholic Church under Queen Elizabeth*, R and K Paul, London, 1967 (1914) を参照。
- 54) E. Cardwell, *Documentary Annals of the Church of England*. Oxford, 1844, rep. Gregg Press, 1966, vol. 1, pp. 363—6.
- 55) Meyer, *op. cit.*, pp. 3—74。
- 56) *Ibid.*, pp. 145—162
- 57) エリザベスの所信は *Queen Elizabeth's Defence of her Proceedings in Church and State*, ed. by W. E. Collins, S. P. C. K., London, 1958(1899) によって表明されている。議会への抵抗は, Neale, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 378f. を見よ。
- 58) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 485—492; 498—508.
- 59) Hughes, *op. cit.*, Vol. III, pp. 314, 338 f. 政府の政策を弁護した William Cecil(*The Execution of Justice in England* に対して William Allenは, *A True, Sincere and Modest Defense of English Catholics*によって答えている (両書は R. M. Kingdon の編集によって, Cornell Univ. Press から出版されている。)。
- 60) Hughes, *op. cit.*, Vol. III, pp. 281 f.
- 61) Garrett Mattingly, *The Defeat of the Spanish Armada*, Penguin Books, 1965 (1959).

4 十七、八世紀における両教会の関係

- 62) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 508—511。
- 63) Hampton Court Conference については, E. Cardwell, *A History of the Conferences and other Proceedings Connected with the Revision of the*

Book of Common Prayer from 1558 to 1690, Oxford, 1840, pp. 121—228。参照。

- 64) Runciman et al., *op. cit.*, p. 62. この間の事情は, D. H. Willson, *King James VI and I*, London, 1956, p. 142 f. に詳しく記されている。
- 65) Frere, *op. cit.*, p. 324f. ローマ教徒に対する新しい立法 The Act for repressing Popish recusants (1606) は, J. R. Kenyon, ed. *The Stuart Constitution 1603-1688, Documents and Commentary*, Cambridge, 1966, pp. 456—460. を見よ。
- 66) Thomas Fuller, *The Church History of Britain*, Oxford, 1845, rep. Gregg, 1970, Vol. V, pp. 364f.
- 67) T. G. Law, ed., *The Archpriest Controversy*, Camden Society, New Series, lxvi, lxviii, 1896—8, rep. 1966; Meyer, *op. cit.*, pp. 411—464.
- 68) Frere, *op. cit.*, pp. 345f.
- 69) *Ibid.*, p. 348f. アンドリュースについては, Paul A. Welsby, *Lancelot Andrewes*, 1555—1626, S. P. C. K., London, 1958, ベラルミーノについては, James Brodrick, *Robert Bellarmine: Saint and Scholar*, London, 1961 参照。
- 70) フォーブスの著作は, Library of Anglo-Catholic Theology, Oxford, 1850—6, 2 vols. に収められている。
- 71) Fuller, *op. cit.*, Vol. VI, pp. 16—17.
- 72) ロードについては, 接稿「スチュアート朝英国における教会と国家——ウィリアム・ロードの思想と行動をめぐって——」桃山学院大学『キリスト教論集』第4号(1967年3月), 11~48頁参照。
- 73) Gee and Hardy, *op. cit.*, pp. 594—600; 632—640 王政復古後の英國教会については, Robert Bosher, *The Making of the Restoration Settlement, The Influence of the Laudians, 1649—1662*, A & C Black, London, 1951; G. R. Cragg, *Puritanism in the Period of Great Persecution, 1660—1688*, Cambridge, 1957. を見よ。
- 74) Gee and Hardy, *op. cit.*, p. 641—5. 名誉革命までの英國教会については, W. H. Hutton, *A History of the English Church from the Accession of Charles I to the Death of Anne*, MacMillan, London, 1903, pp. 217—233 参照。
- 75) 英国におけるローマ教会員の歴史は, David Mathew, *Catholicism in England, The Portrait of a Minority: Its Culture and Tradition*, Eyre & Spottiswoode, London, 1936 に簡明にまとめられている。
- 76) 啓蒙主義時代の英國教会については, Norman Sykes, *Church and State in England in the XVIII th Century*, 1934 を見よ。
- 77) Norman Sykes, *William Wake*, Cambridge, 2 vols., 1957.

- 78) *Exposition of the Doctrine of the Church of England*, 1686.
- 79) *Dissertation sur la validité des ordinations des anglais et sur la succession des évêques de l'église anglicane*. 1725年英訳が、1844に改訂版が出ている。Le Courayer は後にローマ教会により破門され、英國に渡り、オックスフォード大学より名誉神学博士号を与えられた。
- 80) この間の経過については、Sykes, *op. cit.*, Vol. I pp. 254—6, 258—95. のほか、J. H. Lupton, *Archbishop Wake and the Project of Union 1717—1720 between the Gallican and Anglican Churches*, London, 1896 を見よ。ガリカン主義とは、フランスのカトリックの間で起こった、国民教会により大きな自治を要求する考え方である。

5 オックスフォード運動から回勅「アポストリケー・キュレー」まで。

- 81) Trevelyan, *op. cit.*, pp. 619 f.
- 82) Stephenson and Marcham, *op. cit.*, pp. 677—8.
- 83) John R. H. Moorman, *A History of the Church in England*, A and C Black, London, 1953, p. 338.
- 84) R. W. Church, *The Oxford Movement 1833—1845*, MacMillan, London, 1891. キープルの説教や Tract for the Times の主要なものは、E. R. Fairweather, ed., *The Oxford Movement*, Oxford Univ. Press, New York, 1960 に収められている。
- 85) 福音主義については、G. R. Balleine, *A History of the Evangelical Party in the Church of England*, Longmans, London, 1933; L. E. Elliot-Binns, *The Evangelical Party in the English Church*, London, 1928. を見よ。
- 86) ニューマンの発言としては、“Answer in Detail to Mr Kingsley's Accusations”, *Apologia Pro Vita Sua*, Modern Library, New York, 1950, pp. 293—300.を見よ，“... I am bound to state plainly what I feel and have felt, since I was a Catholic. about the Anglican Church... unwilling as I am to give offence to religious Anglicans, I am bound to confess that I felt a great change in my view of the Church of England. I cannot tell how soon there came on me... an extreme astonishment that I had ever imagined it to be a portion of the Catholic Church. For the first time, I looked at it from without, and... as it was... a mere national institution.” (pp. 293—4) マニングの発言は、*The Workings of the Holy Spirit in the Church of England*, London, 1864, p. 30. 参照。
- 87) E. R. Norman, *Anti-Catholicism in Victorian England*, Allen and Unwin, London, 1968 pp. 23—121.
- 88) ハリファックスについては J. G. Lockhart, *Viscount Halifax*, London, 1936 を、フィリップスについては、E. S. Purcell, *Life and Letters of Ambrose Philipps de Lisle*, London, 1900, 2 vols. を見よ。

- 89) Uniat Chuch は、ローマ教皇の首位権には服しているが、聖職者の妻帯、ギリシャ語による礼拝といった独自の慣習を認められている一部の東方教会。
- 90) Lee は1877年頃、ベネチア周辺で、ローマ教会と交りをもつ一部の司教によって司教に聖別され、Bishop of Dorchester の称号を唱えるようになった。1901年にはローマ教会に改宗している。
- 91) Runciman et al, *op. cit.*, pp. 77—82
- 92) ポルタルについては、Routh and Neill, *op. cit.*, pp. 298f.
- 93) Halifax はこの間の経過を Leo XIII and Anglican Orders 1912 によって明らかにしている。なお、Apostolicae Curae に対しては、当時のカンタベリー大主教 Frederick Temple 1821—1902 とヨーク大主教 William D. Maclaganが *Responsio* によって回答している(1897年3月29日)。Henry Bettenson, *Documents of the Christian Church*, Oxford Univ. Press, London, 1963 (1943), pp. 454—458。
- 94) 第一ヴァチカン公会議(1869—70)以後の両教会の関係については、本号所載の藤間氏の論文(135～157頁)参照。

6 エキュメニカル運動と第二ヴァチカン公会議。

- 95) J. W. C. Wand, *A History of the Modern Church*, Methuen, London, 1957, p. 256.
- 96) G. K. A. Bell, *Documents on Christian Unity*, First Series, 1920—30 Oxford, 1930, pp. 1—4. ランベス会議は1888年以来、カンタベリー大主教の招集によって全世界の聖公会の主教たちがロンドンのランベス宮で十年毎に開く協議会で、その決定は道義的拘束力をもつ。
- 97) マリーン会談については、Halifax, *The Conversation at Malines 1921—5*, London, 1930 W. H. Frere, *Recollections of Malines*, London, 1935; G. K. A. Bell, *Randall Davidson*, London, 1935, Vol. 2, pp. 1254—1302 参照。
- 98) Bell, *Randall Davidson*, Vol. 2, pp. 1302.
- 99) Rouse and Neill, *op. cit.*, pp. 405—444; 509—548; 697—724.
- 100) フィッシャーについては、William Purcell, *Fisher of Lambeth*, Hodder and Stoughton, London, 1969, pp. 273—4, 282—4 をみよ。以下の記述は Chadwick による(Runciman et al, *op. cit.*, p. 101f.)。
- 101) この会合に先立ってフランスのIstinaで、フランスのローマ教会の神学者 Yves Congar, Louis Bouyer, Lambert Beauin, Maurice Nedoncelle と Prestige を長とする六人の英國聖公会の神学者の会合がもたれている。
- 102) Ruciman et al, *op. cit.*, p. 102.
- 103) *Ibid.*, p. 103.
- 104) *Ibid.*, p. 104.
- 105) *The Unity of Christians*, London, 1963 p. 65.